

時間外労働および休日労働に関する労使協定

(会社名) _____と従業員代表_____は、時間外労働および休日労働につき、以下のとおり協定する。

(時間外・休日労働を行わせる場合)

第1条 会社は、以下の事由があるときは、当該業務を遂行する従業員に対して、所定労働時間を超えて時間外・休日労働を命ずることができるものとする。

- ① 月末、期末等の納期、検査、集金、経理事務繁忙のとき
- ② 顧客との関係で、時間外・休日労働をせざるを得ない場合
- ③ その他、前各号に準ずる臨時の必要がある場合

(業務の種類および従業員数)

第2条 時間外・休日労働を必要とする業務および従業員数は下記のとおりとする。

- ① メッキ加工 _____人
- ② 検査員 _____人
- ③ 経理事務 _____人
- ④ 営業担当 _____人

(延長することができる労働時間)

第3条 法定労働時間を超えて延長することを命ずる時間は、1日____時間、1ヶ月____時間以内、1年間____時間以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、育児または家族の介護を行う従業員のうち、時間外労働を短縮することを申し出た者の時間外労働については、1日____時間以内、1ヶ月____時間以内、1年____時間以内とする。
- 3 前項の従業員の対象者は、育児・介護休業法が適用を義務づける者の範囲とする。
- 4 第2項の申出は、所定様式に記載のうえ上長に提出する。

(休日労働)

第4条 休日労働をさせる日数は、1月に____日までとする。

- 2 休日労働を命ずる場合は、遅くとも前日までに本人に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合の呼出し等により休日労働を命じる場合はこの限りでない。

(妊娠中等の女性従業員)

第5条 妊娠中または産後1年以内の女性従業員が請求した場合には、本協定は、その女性従業員には適用しない。

(従業員への周知方法)

第6条 本協定の内容は、事業場の掲示板に掲示することで従業員に周知する。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成____年____月____日から平成____年____月____日までの1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、協定当事者のいずれからも異議がない場合には、同一内容にて本協定はさらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

平成 年 月 日

(会社名)

代表取締役

印

従業員代表

印